

やまだ議会だより 号外

2013. 4. 15 発行



問題の発端となった「御蔵の湯」

赤字回避のため約4億8300万円補正

☆大雪りばあねっと。への委託事業予算の大幅減額・・・2P

前町長からの聞き取り調査

☆なぜ町史に残る大問題がおこったのか・・・4P

議会広報編集特別委員会

議長 黒 昆 暉 雄
委員長 山 崎 一 成
副委員長 木 村 泰 昌
委員 尾 形 洋 明
" " " 本 坂 英 明

昨年12月11日に町がNPO法人「大雪りばあねっと。」に委託している緊急雇用創出事業・復興やまだ応援事業において140名の雇用者への賃金支払い不能が報道された。あの日以来、連日マスコミに取り上げられ、町史にかつてない汚点を残すことになった。

議会では二度と同じことを繰り返さないために、復興やまだ応援事業調査特別委員会（委員長 佐々木良一議員）を立ち上げ全容を究明中である。

今回はこのような事態になった経緯について、3月25日に行われた前町長からの聞き取り調査を中心に伝えたい。

		最終計画額 H24.7.31契約書	法人からの 実績報告書 H25.3.6提出	町から県への 実績報告書 H25.3.13提出	宮古の振興局の 実地調査結果 H25.3.26結果
人件費	新規雇用	435,000	248,000	232,000	203,000
	人件費(賃金等)	388,000	204,000	211,000	187,000
	社会保険料	47,000	44,000	17,000	14,000
	雇用保険料			4,000	2,000
	その他雇用	22,000	13,000	7,000	6,000
	人件費(賃金等)	20,000	13,000	7,000	6,000
	社会保険料	2,000		0	0
人権費 計		457,000	261,000	239,000	209,000
人件費以外の経費	リース費	191,000	434,000	33,000	30,000
	材料費	33,000	12,000	9,000	8,000
	消耗品費	77,000	71,000	63,000	54,000
	制服費	16,000		8,000	5,000
	燃料費	30,000		8,000	8,000
	施設管理	14,000		4,000	4,000
	事務用品	8,000		40,000	35,000
	その他	9,000		3,000	2,000
	研修費	18,000	6,000	6,000	3,000
	旅費	12,000	14,000	12,000	3,000
	賃借料	2,000	2,000	2,000	1,000
	福利厚生費	1,000	0	0	0
	人件費以外の経費 計	334,000	539,000	125,000	99,000
合計	791,000 ①	800,000	364,000	308,000 ②	

今回の補正 ①-②=791,000-308,000=483,000千円

大雪りばあねっと。への委託事業

予算の大幅減額

赤字回避のため

約4億8300万円補正

3月26日の第2回臨時議会に一般会計予算から歳入歳出それぞれ4億8292万7千円を減額する補正予算案が緊急提案されました。

これはNPO法人「大雪りばあねっと。」に委託した緊急雇用創出事業に対する県補助金の減額に伴うもので、赤字決算をさけるため、法人に支出済み額との差額を財政調整基金から繰り入れるものです。活発な質疑がなされ賛成10名、反対4名で可決されましたが、その質疑の内容をお伝えします。

問 補助金が減額された理由を示せ。
倉本主幹 3月6日に法人から仮報告書の提出があり、町で審査したところ補助事業として認められない部分があった。

減額の中身は、人件費については勤務実態をタイムカードや日誌を洗い直し、給与規定にない手当分、勤務実績を再計算した。勤務実績のわからない北海道の3人分は全て減額とした。物件費については3億9千万ほどリース代が減額となる。内訳はオールブリッジの3件で1億4400万円、建築関係で認められないものが1億6千万、その他9千万程度。その他に、消耗

品、旅費も補助対象外、領収書がないものをカットして町から県への実績報告書とした。

その後14日、15日に振興センターの審査があり、県の精査の結果を本日得た。県ではさらに3千万程度の賞与を全て減額した。

問 この問題について、前執行部、現執行部とも、責任の自覚も持たず、反省も弁も述べられていないのは、**甲斐谷副町長** 法人からはいまだに書類が100%出されず、質問のやり取りがなされている。現状で責任を明らかに示すのは時期尚早と思う。

今は真相の解明が先である。内部調査、第3者委員会、あるいは司法の調査な

どによって明らかになった時点で、責任あるいは反省の弁について、論ずる時が来ると考える。

問 司法の手にはゆだねることは本当にできるのか。
佐藤町長 このような事案は法廷を開いても、証拠がしつかりとなければ、逆に山田町が損害賠償なり名誉棄損とされることも考えられるので、専門的な知識を持った弁護士と相談しながら進めてゆくべきと考える。

問 赤字決算とした場合どのような影響があるのか。
甲斐谷副町長 委託先が適切に使用しなかったことで補助対象外となったので、筋とすれば「大雪りばあねっと。」に返還請求をして、返還されれば問題ないわけであるが、現状ではそれが期待できない。自治体の会計システム上、3月31日までに赤字会計を出さないよう手段を講じねばならない。

上林企画財政課長 ペナルティ以前の問題、赤字で決算をむかえることは、町民の皆様にも申し訳ないし、他の市町村に与える信用の度合いを大きく損なうことになる。

反対意見 今回の提案だと福祉の向上、インフラ整備などいろいろな形で町民が耐えてゆかねばならない。御蔵の湯の建設にしてもどこに責任があるのかはつきりしない。説明への努力が執行部に見られない。

反対意見 管理監督責任が全く見受けられない。帳尻あわせのための補正は受け入れることはできない。

賛成意見 「大雪りばあねっと。」の7億9千万の予算は議員が全員賛成して通したものである。議員にも責任がある。

今回の補正はいずれは通さなければならぬので通すべきである。

賛成意見 今回の件で「大雪りばあねっと。」が理に合わない予算の使い方をしていたことが明白になったと受け止める。
法人に補助金返還請求をし、それが不履行になった時点で正式に行政、議会に責任が生じる。補正は通して先に進むべきと思う。

反対意見 今回の補正の他にもまだ出てくる可能性があるのに、今出す必要はない。
第3者委員会の結果もまだ出ていない、司直の手に委ねると言うが、どこまで進んでいるのか、監督責任も含め責任の所在もはっきりしていない。そのような状況では町民の納得は得られない。

なぜ町史に残る大 前町長

問題が起こったのか 沼崎氏から聞き取り調査

山田町が復興やまだ応援事業（緊急雇用創出事業）を委託した、NPO法人「大雪りばあねっと」の予算使い切り問題について、山田町議会・調査特別委員会は去る3月25日に聞き取り調査を行いました。

参考人として、前町長である沼崎喜一氏の出席を求め、佐々木良一委員長他4人の議員（各党派の代表）により、この問題についての活発な質疑を行いました。その全内容を報告いたします。

法人が町に来た経緯について

問 山田町の緊急雇用創出事業をNPO法人「大雪りばあねっと」(岡田栄悟代表理事)に委託した訳だが、この法人が山田町に来た経緯から説明願います。

沼崎氏 平成23年3月27日、県社会福祉協議会の紹介により山田町に入ってきた。当時、町が最も必要としていた行方不明者の捜索ができるというのですぐに災害対策本部に入れた。また、大量の支援物資が次々と入ってくる中で職員不足もあり、物資センターの仕事も依頼した。

その後、県から緊急雇用の要請があり、同法人に当

初7人、1500万の予算で事業委託した。やがて、支援物資の増量に伴い、保管、仕分け、配送など仕事量に比例して人員、予算が増えていった。

町職員は本来の仕事に加え、様々な支援活動に人員が必要なことから、こうしたNPOの活動は必要なのであり、町としても大いに助かり感謝していた。

を通してはるが、その時に訂正がわかっていれば、部下への指導もあつたと思うがあまりよくわからない。

問 繰り返しになって恐縮だが、訂正だらけの契約書は確認しておらず、しかも、その訂正には町長の判がついている。小さな金額ならまだしも、億単位の契約書を契約者本人である町長が精査していないということ信じられない。こういうずさんな契約書を一体どこで作ったのか。役場か、それとも「大雪りばあねっと」から出たものか。

沼崎氏 言い訳めいた話になるが、先程話したように町長が全部の書類に目を通すかと言えば、そうではない。したがって、町長としてあまり知らなかったというところもある。

問 駅裏飲食店の契約についてであるが、町長名義で建築申請が出され、現在ではオールブリッジの名義になっている。これはどう解釈したらいいのか。町長が建て、オールブリッジに貸したのか、それとも売り

委託契約書について

問 事業を委託する場合入札が基本と思うが、随意契約した理由は。

沼崎氏 町長の立場で入札か随意かの指示は出せないが、当時のあのような状態では随意契約しかなかった。契約書の中身についていくつか説明願います。

① 前払い金請求で四半期ごととしていたのを削除したこと。

② 前払い金を90%から100%に変更したこと。

③ 契約変更をする際、委託変更契約書を改めて作成せず、文字の削除、追加、修正したこと。

④ 平成24年度の事業計画の積算額が8800万円違っていたこと。

沼崎氏 ①、②、③については担当課で配慮したであろうから詳細な経過はわからない。

④については新聞報道で知り、前担当者に聞いた。それによると、事務処理の段階での添付資料の間違いであり、後で正規なものと

払ったのか説明をお願いします。

沼崎氏 この件は新聞報道で初めて知ったが、その経過は全く分からない。おそらく私のところまで決裁が来ていないと思う。

問 建築申請者は沼崎喜一という名前になっている。この程行政処分された3人の町職員が勝手に町長のハンコを使ってやったということになるのか。

沼崎氏 町長印は複数あり総務課で管理している。どういう流れで町長印が使われたかはわからないが、多分どこかに行き違いがあったのではないかと。

代表の履歴書

問 これも驚いたことだが、23年度、24年度合わせて12億円以上の事業を委託しているNPO法人の代表の履歴や身元を最後まで確認しなかったのはなぜか。

沼崎氏 代表を最初の物資センター主幹に任命する際、総務課が履歴書の提出を求めたようだが、未提出との報告を受けたような気はする。ただ、あのような状況

なぜ未提出か

下でその事は大して気にも留めていなかった。

今回、問題が発覚したことで今まで提出されていなかったことを初めて知った。なぜ出せなかったのかは、いまだにわからないが、私を含め担当部署なりが多忙にまぎれてのことである。指摘されればその通り反省すべき点だったと思う。また、この辞令交付は大震災

差し替えたとのこと。

問 しかし、訂正だらけの契約書について、詳細は知らないというのはおかしいのでは。

沼崎氏 その契約書を見ていないので、答えようがない。

問 文面の訂正箇所には町長印が押してあり、数億円単位の契約書を見ていないというのは到底考えられないが。

沼崎氏 決裁をしているとすれば、目を通しているかも知れないが記憶にない。

問 先程のは23年度の契約書のことだが、24年度の契約書については目を通したか。

沼崎氏 当然決裁していると思うが、実際には全ての決裁文書を読むわけではない。目が届く訳ではない。

問 7億9千万円の事業の契約書に目を通さないという事は、行政のトップとしてあり得ないと思うが。

沼崎氏 付属文書のある中で、契約書そのものには目

関係した職員にミスがあり、町として責任を認め処分したということだと思おう。

問 これまでの答弁を聞くと、実務を仕切った職員が悪く、沼崎氏はまさかこういうことになるとは思わなかったという事になる。これは行政の長としていかなるものか。

沼崎氏 誤解があるようだが、担当者に責任を押し付けているようなことは一度も言っていない。契約者である町長の責任は免れないと言っている。そのことははっきりと申し上げたい。

時、非常時の暫定的、一時的という認識があり、出さなければならぬというものが失念してしまつたところが反省点である。

問 役所というのは大変厳しいところである。履歴書とか身分を証明するものもの提示は絶対的なものである。今回そうした提示がおざなりになつていたことは到底考えられない。生年月日さえも分かっていないというのは、あり得ないと思うが。

沼崎氏 履歴書などの提示は指示した後、それらが遅れているという報告は受けたが、忙しさにまぎれて忘れてしまった。本来であれば私の方から督促すべきであったが、それをしなかったのは反省している。また正直言つて、そうした書類が最後まで出ていなかったことは、私自身知っておらず、なぜ出さなかったかというところについては、わからないとしか言えない。

岡田代表の人物評は

問 NPO法人「大雪りばあねっと。」の代表である岡田氏について、どんな人物と思っただか、また信頼していたとすれば、どうしてか、不信感を持ったことはなかったか。

沼崎氏 その当時、町民や家族が最も望んでいた行方不明者の捜索支援のためにいち早く山田に入って来た岡田代表に対して、大変ありがたいというのが第一印象であった。

その後の付き合いの中で、見かけは強そうだが、実際は繊細な心の持ち主と感じた。結果論からすれば、自分に人を見る目が無かったと言われても仕方ない。

問 岡田代表を評する言葉として「戦友」と言っているが、その真意はどういうことか。

沼崎氏 私は震災後2ヶ月間町長室に24時間詰めていて、その後7月末まで教職員住宅に寝泊りしながら、朝早くから夜遅くまで災害対策本部での、彼らの仕事

ぶりを見ていた。

災害対策本部の活動を通じて信頼を深め、自分自身と一緒に戦場の中にいたという感じであることから、戦友という言葉を使った。戦場の中で一緒に活動したという意味で、私から見れば一つのチームだということ表現したわけである。

問 代表を主幹から参与に委嘱した経緯の説明を。

沼崎氏 最初は物資センターの主幹をお願いしたが、内部で議論した際、主幹というの、役場内部の役職であり部外の人につけるのは誤解を招くということであった。参与なら部外者にお願いただける肩書きであることから委嘱した。

問 その後、参与から復興支援アドバイザーに変更したのはなぜか。

沼崎氏 議会の方から、参与でも役場の職員と見られる。委嘱をしている当事者に参与の肩書きはいかがなものかと指摘がありアドバイザーに変えた。

「御蔵の湯」なぜ造ったか

問 「御蔵の湯」を造った目的とその経緯について述べてほしい。

沼崎氏 7月中旬に自衛隊が撤退し仮設の風呂もなくなった時、避難所には仮設住宅に入れない町民がまだ残っていた。また、多くの住民から銭湯の要望が寄せられ、アイシン精機からも協力の話があり、組合せとして事業の形になった。

問 そうすると御蔵の湯は町で造ったということか。

沼崎氏 構想は町にあったが、町ではやれないので、その手法については、NPOと県と町で連絡を取り合いながら結局NPOでやることになったと思っている。

その際、NPOの所有にはできないのでリースという形になる事と、運営上の経理面、この二つに不安を持った。しかし、いずれも県と協議済みであり、疑問点は解消し自分からはダメという事はなかった訳で決裁の印をついた。

問 では御蔵の湯はこの

所有物か。町の物ではないのか。

沼崎氏 県の了承を得ながらリースで建設して法人に運営してもらおう。予算は県の基金を使うが事業主は町であり、御蔵の湯は町の運営である。しかし町の所有ではなく、どこの誰の所有かはいまだにわからない。

ただ流れからすれば、リースが前提となり㈱カガヤが建設したので㈱カガヤの物で、リース会社がリースをすることになると思う。そうならないのであれば、そこにも問題があったのではないか。いずれ経過についてはわからない。

問 リース会社設立の経緯を把握していたか。

沼崎氏 リース会社の介入の必要性は先ほど述べた。しかし、どこもリースを結び、そのリース会社がどういうところかということには私に報告は無い。今回の一連の報道で初めて知った。また、委託契約の中でリース料がいくらかというの

補正予算の約束をしたか

問 岡田代表は平成23年12月10日の全員協議会の場で23年度予算ではNPOの運営資金が足りないの、24年度に補正予算で計上すると、当時の副町長、総務課長と約束したと明言している。そのことと、23年度での予算不足の認識があったか。

法人の運営に問題点はなかったか

問 この法人の予算の使い方や運営の中で、何らかの問題点の指摘を受けなかったか。

沼崎氏 平成23年12月の全員協議会の中で議員からいくつかの疑問点の指摘をされた。御蔵山に建設している建物は何か。その運営は大丈夫か。北海道の研修旅行の身は何か。大型トラック2台の存在について。高い賃金が町内の雇用を圧迫していないか。などであ

沼崎氏 23年度は再三にわたって補正を計上し議決も行った。それ以上に不足があるとは考えられない。当時の副町長、総務課長との約束は全く聞いていない。23年度の予算不足についても、不足だから補正予算を組んできたのであって、その上で更に不足という理由がわからない。

ったと記憶している。それらについて100%かどうかかわからないが理解を得られ、予算の議決もあった。私に対してNPOのいろいろな疑問点とか、そうしたものの指摘はそれだけであった。

その後日常の仕事の中で町民からおかしいといった指摘はなく、退任するまで問題意識を持ったことはなかった。去年の年末の新聞報道に接するまで、全く知

らないでいたというのが正直なところである。

問 平成23年5月2日に県の保健福祉部地域福祉課長ら関係者3人が山田町に来て、ボランティアセンターの運営について指導を行ったと聞いている。

一つには当時の岡田代表の金遣いの荒さではなかったか。

沼崎氏 これについては第三者委員会でも聞かれ、新聞にも書かれているが若干の誤解がある。それは、「大雪りばあねっと。」が県社協を通じて予算請求をするのはおかしいという指摘であった。

NPOという立場は自分の金で活動するものであり、その辺の是正にきたものとして理解している。

山田町社協職員も被災している中、NPO法人の協力は不可欠であることと、山田町社協を通じてお金が入るといふことになり一応の解決になった。

あの時点で岡田代表の金遣いがあるという話は無いというのが実態であった。**問** 事業途中で、事業内容・経費などについて疑問

点や不信感を持たなかったか。

沼崎氏 補正が何回か重なり、議員からもどうなのかと疑問や意見が出た。自分としても正常な状態ではないという認識はあったので、担当と何回もやり取りをしてチェックを行なった。

その際に、「走り陣立て」的の事業という経過を承知しており、一回目で正常な経費の計上が無理なので、やむなく補正を重ねていったという事であった。

私とすれば、個別の個々のものまでチェックできず、担当からの報告を理解し決裁をした。また、県のチェックも受けているという安心感もあり、段階、段階で疑問点があっても、それをチェックしながら、わかつたという事で進めていったという認識である。

23年度は補正が重なったという反省から、24年度の予算編成については後で補正がないようにという指示をした。

問 2年間で12億円以上の予算を使った委託先が破たんするまでわからなかった

は当然知っている。しかし、その先の、法人がどのくらいリース会社と契約するかは、行政が関与できないシステムになっている。ただ実際に法人側から相談があったかどうかは把握しておらず、私はわからない。ぜひ理解してほしいことは、150人規模の緊急雇用が実現でき、一人でも多くの町民に給与をあげたいという思いが終始一貫してあった。私自身、担当者を含めて、少しでも可能性があれば人数を増やしたいという思いがあった。

そこに、御蔵の湯の建設が出てきて、県の了解もある、企業からの支援も重なった。この機会を見逃す手はない、生かす手段はないかと考えた結果、リースで建設ができるということが丁度良い具合にマッチングすることができ、この事業がスタートしたということである。

た理由は何だと思うか。

沼崎氏 23年度の補正が重なって、150人規模の雇用が固定された。それが24年度は7億の規模で予算を組めたことから、当然、事業そのものはスムーズに動くものと安心感を持っていた。したがって退任までよもやこのような問題点が存在する、あるいは不正経理問題が起こることなど、全く予測できなかったというのが正直なところである。

問 前々総務課長や前総務課長に対し、町民はこの事業に大変疑問を持っていると、具体例を挙げて何とかしたらどうかと話してきた。そういう私たち議員や町民の忠告や声は届いていなかったということか。

沼崎氏 不祥事の温床とか問題があるということは一切聞いていない。ただ150人規模の緊急雇用をいつまでも続けて良いのかということは議員からも指摘が出ていた。

商店や事業者が求人しても人が集まらない現状を改善するためにも、この事業の方向転換の必要性は頭に

あった。また、パトロールについても同様であり、不祥事がどうこうではなく、事業規模についてこのままでいいのだろうかという問題意識は持っていた。

不正的な指摘は直接私のところには届いていない。

問 この問題の発端は23年度予算の使い方にあると思っている。24年4月13日に県監査を受けているが、何の指摘もなかったか。

沼崎氏 ちょっとわからな

いが新聞報道で見ると限りでは、完了検査は認められたということになると思う。

責任を感じないか

問 当時の行政のトップである町長として、法人代表の岡田氏に主幹や参与などの役割を与えたことにより、それを利用しての問題発生について、どのように責任を感じているか。

沼崎氏 主幹や参与の役割を与えたことについては、それぞれの状況の中で止むを得ないものだと思う。

したがって23年度事業については問題が無かったと認識している。

問 議会や委員会の質疑の中で警告や庁舎内からの意見もあつたはずだが、自己判断で問題なしとして事業の継続をした責任は無いのか。

沼崎氏 23年12月の全員協議会の中で、何人かの議員から問題提起があつた。

それに対して私や担当者から答えて、私どもからすれば、それで理解を得たつもりである。継続を強行したという気持ちは無かつた。

結果論として履歴書などがあげられなかったことについては、後で気が付いたことだが至らない点があり責任はあると思っている。

問 24年度予算から、23年度事業に穴埋めされたことによる管理責任はあると思

うか。

沼崎氏 町はわからなかったことなので、管理責任は問われようがない。後で問

題になって明らかにされたことである。NPOが内部操作によって勝手にやったことで、それについての責任は法人そのものが問われなければならない。

問 しかし当時の行政のトップである以上、結果に対する責任は当然存在するはず、どうその責任を取ろうとするのか。

沼崎氏 結果に対する責任ということだが、事業の委託契約は法人の代表と、町の代表である私とで締結している。契約の一方の当事者である私は政治家としての政治責任は問われることだと思っている。

ただ、契約書にもある通り契約と違反したものがあれば委託金を返納させますとか、損害賠償の必要があればそれも委託先で発生しますということがあるので、その責は一義的に法人にあると思っている。

ただ、そうは言っても契約書の一方である私に責任が無いと言うつもりはないし、私は当時の町長としての政治的責任は当然あると思っている。

問 これまでの話を聞いてみると、町にはこのようなことを予測できなかった、責任は無かつたという話だと思うが、皆さんの管理がそこに存在したという点で、責任はあるのでは。

沼崎氏 委託先の経緯なり日常的なものやチェック義務があるのかと言われれば、それはなかなかできかねることだと思う。町に余力が無いので委託事業として外部の組織団体に委託した以上、任せるしかない。

新聞報道によると、県は12月と3月に入って指導したとなっているが、それでも発見できなかったというのである。それに対して町がチェックできなかったのは町の責任ではないかと言われても、私からはその通りですとは言えない。

問 確かに一義的にはNPOが悪いと思うが、この問題について前町長から聞き取りをしなければならなくなつたという状況を考えた時、そして町民の声を思えば残念ながら前執行部の責任を問わなければならぬ。先程、政治的責任は認め

たわけであるが、補助金返還となつた場合、どのように政治的責任を取る考えか。

沼崎氏 結果的にこのよう大きな問題になつているので、その事業の委託契約をした一方の当事者である前町長の私に責任が無いとは言えない。責任はあるだろうと思っている。

以上のようにおおよそ2時間間にわたり、前町長である沼崎喜一氏より参考人としての聞き取りを行いました。限られた時間での質問でありましたが、なぜこのような問題が起きたのかという基本的な部分が、大分見えてきたと思います。

今回は4月15日に前副町長および元総務課長の参

考人招致を予定しています。今後、問題の解明に向けて必要に応じて引き続き調査特別委員会として参考人招致を行います。

関係者の皆様のご協力と町民の皆様のご理解をお願い申し上げます。